3　評価機関による法第二十一条第一項の評価の基準は、厚生労働省子ども家庭局長が定めるものとする。

4　民間あっせん機関は、三年に一回以上、評価機関による法第二十一条第一項の評価を受けなければならない。

5　民間あっせん機関は、法第二十一条第一項の規定により自ら評価を行い、又は評価機関による評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、それらの結果を公表しなければならない。

附　則

（養子縁組あっせん責任者の経過措置）

第二条　この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。

附　則

この省令は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項及び第五十九条の二の二第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十九条の二　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの （削る） （削る） （削る） イ～ホ　（略） 二・三　（略）	**第四十九条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの イ　事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児 ロ　事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児 ハ　第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児 ニ～チ　（略） 二・三　（略）